

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 南波建設株式会社(法人番号2070001023917)
業者の住所 : 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町452
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年1月7日 から 令和8年1月20日 まで(2週間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、令和6年10月29日に吾妻郡東吾妻町大字原町内で施工された工事において、積載型トラッククレーンを用いて、荷の運搬業務を行わせるに際し、作業計画を定めず作業を行わせたことにより、作業員の男性が死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、上記有資格業者及び現場監督は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反で書類送検され、中之条簡易裁判所からそれぞれ罰金の判決を受け、令和7年2月19日に同判決が確定した。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内